

物 品 売 買 契 約 約 款

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び供給者（以下「乙」という。）は、この契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別紙仕様書、図面等により、この契約を履行しなければならない。

(権利義務譲渡等)

第2条 乙は、この契約に生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約による債務の不履行によって生ずる甲の損害をてん補するため、契約代金の100分の5以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(損害負担)

第4条 この契約の物品納入（以下「契約物品」という。）について、その引渡し前に生じた損害はすべて乙の負担とする。

(検査)

第5条 乙は、契約物品を納入しようとするときは、甲に届け出て検査を受け、これに合格したのち、甲の指示に従い、遅滞なく甲に引渡さなければならない。

2 甲は、検査の結果合格と認めないときは、乙は、甲の指示に従い、補修、取替え、追納等を行い、検査を受けなければならない。この場合において、甲が特に承認したほか、納入期限を延長しないものとする。

(契約代金の支払)

第6条 甲は、前条による契約物品が検査に合格し、かつ、引渡しを受けたのちに、乙から、所定の手続に従って、契約代金（以下「代金」という。）の請求があったときは、その日から30日以内に乙に支払わなければならない。

(契約の変更)

第7条 甲は、契約物品の一部の変更、契約数量の変更又は、納入場所若しくは納入期限の変更を乙に要求することができる。この場合内訳明細書の単価により契約金額を増減するものとする。

2 前項の場合においては、内訳明細書の単価によることが困難な場合、又は明細書の記載外の場合は、甲、乙において協議して書面により、これを定めるものとする。

(暴力団等の排除)

第8条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当するもの（以下「暴力団等」という。）であることが判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 阪神水道企業団契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号で規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員

(2) 要綱第8条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

第9条 甲は必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

第10条 乙はこの契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 納入期限内に契約物品を完納又は、その見込みのないとき。

(2) 検査に合格しない場合において、甲において早急に合格品を得難いと認めたとき。

(3) 検査員又は立会人の職務執行を妨げたとき。

(4) 乙が契約上の義務を履行しないとき。

(5) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。

(6) 暴力団等であると判明したとき。

2 前項により、甲が契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、第2条により契約保証金を免除したものにあっては、請負代金額の100分の5を違約金として、徴収するものとする。

3 第1項により契約を解除したときは、甲は、既納の契約物品のあるときは、その代金を乙に支払うものとする。

（天災事変その他正当なる理由による延期）

第12条 天災事変その他正当の理由により、契約期限内に契約物品を完納することができない場合は、乙は甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（納期延長による違約金）

第13条 前条により延期を承認した場合を除き、乙はその責に帰すべき理由によって、契約の期限内に契約物品を納入しないときは、検査中の日数を除き、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、1日につき契約金額の1000分の1に相当する金額を違約金として、甲に納めなければならない。

（談合行為に対する措置）

第14条 乙は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による請負金額（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。

この契約による物品納入が完了した後においても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に係る入札に関して、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (3) その他この契約に係る入札に関して、乙が前2号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 乙が共同企業体である場合は、前項各号中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。

5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（物価の変動）

第15条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議のうえ、契約金額その他契約内容を変更することができる。

（かし担保）

第16条 甲は、担保期間中において、契約物品の引渡し後のかしがあるときは、乙に対して取替え、修補を請求し、又は請求に代え、損害の賠償を請求することができる。

（補則）

第17条 この約款に定めのない事項については、関係法令及び阪神水道企業団契約規程によるほか、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めることとし、協議が調わないときは、甲の決定するところによるものとする。

誓 約 書

阪神水道企業団契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

なお、発注者が本契約書写し及び下記3の情報を兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に提供すること並びに発注者が暴力団対策課長に下記1及び2に関して意見照会することについて同意する。

記

- 1 要綱第2条第1号で規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 要綱第8条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 発注者が、受注者が暴力団等に該当するのかを確認するために、その役員等（受注者が、個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者はその役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他阪神水道企業団が行う一切の措置について異議を述べないこと。

平成 年 月 日

(発注者)

阪神水道企業団 企業長 様

(受注者)

住所 [所在地]

氏名 [法人名・代表者名]

⑩

役員一覧表（誓約書 3 関係）

（記載方法）

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業主の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約等を締結する事務所の代表者を記載してください。（暴力団排除に関する特約第 5 項第 1 号及び第 2 号を参考にしてください。）
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
（記載例） 代表取締役社長	阪水 太郎	ハンスイ タロウ	明治 大正 昭和 平成 22 年 2 月 2 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女

（阪神水道企業団契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱 抜粋）

（定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (4)～(8) 省略

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第 7 条 企業長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、平成 23 年 11 月 29 日付け暴力団対策課長との間で取り交わした企業団が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて暴力団対策課長に対して照会を行うものとする。

- (1)～(5) 省略

2 省略

第 8 条 前条第 1 項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第 1 項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与していること。
- (2) 前条第 1 項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 前条第 1 項各号に掲げる者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために暴力団の威力を利用していること。
 - ア 前条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 前条第 1 項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
 - ウ 前条第 1 項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
- (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが暴力団等に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 第 4 号アからウまでに掲げる者のいずれかが暴力団等に関する事業者であることを知りながら当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第 4 号アからウまでに掲げる者のいずれかが暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。